

緊急経済変動対策資金 (一般枠 ・ 地域経済対策枠)

事業目的・概要

- 経済情勢の変化等外部要因により一時的に業況の悪化を来している中小企業者等に対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です。
- 「地域経済対策枠」は、米国の関税措置による影響など、地域経済に大きな影響を及ぼすと認められる場合に、知事が事象を指定することで、取扱いが開始されます。
- 知事が認める事象として、「令和7年米国の関税措置による経済変動」を指定しました。
(取扱期間：令和7年6月20日(金)から令和7年12月26日(金)保証協会申込分まで)

緊急経済変動対策資金

	一般枠	地域経済対策枠																									
融資の対象	燃料費高騰、原材料高騰に起因する中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの (イ)最近3か月間の売上高に占める製造原価(売上原価、工事原価等の類するものを含む。)の割合が、前年の同期と比較して10%以上増加していること (ロ)最近3か月間の売上高に占める製造原価の割合が、前年の同期と比較して5%以上増加し、かつ前々年の同期と比較して10%以上増加していること	知事が特に地域経済に大きな影響を及ぼすものと認め、指定する事象により影響が生じている中小企業者等で次のいずれかに該当するもの (イ)最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること (ロ)最近1か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれること (ハ)最近3か月間の月平均売上高総利益率が前年同期と比較して10%以上減少していること (ニ)最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して10%以上減少していること																									
融資限度額	一企業等 8,000万円	同左																									
資金使途	運転資金及び設備資金 (ただし、設備資金は、燃料費の削減につながる既存設備の変更などの場合に限る。)	運転資金及び設備資金 (ただし、設備資金は、売上維持・回復につながる既存設備の変更などの場合に限る。)																									
利率	1.45%	同左																									
償還期間	運転資金 10年以内(据置 2年以内) 設備資金 10年以内(据置 2年以内)	同左																									
保証料	(単位: %) <table><tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>1.59</td><td>1.45</td><td>1.35</td><td>1.25</td><td>1.10</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr></table> ・一般保証による									①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																			
1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45																			
保証人	必要に応じて徴求。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要	同左																									
担保	必要に応じて徴求	同左																									
取扱期間	通年利用可	知事が別に定める期間																									
その他	融資申込時に、様式第3号「緊急経済変動対策資金資格要件確認書」を取扱金融機関に提出	同左																									
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫																										

手続きの流れ

①取扱金融機関へ
融資の申込み
【中小事業者】

②審査
【保証協会】

③融資実行
【金融機関】

お問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部
商工金融課(商工金融班)
電話：022-211-2744

～共通事項～

Q 1 要件の確認は、どのように行いますか。

A : 取扱金融機関及び信用保証協会の所定の申込書類のほか、緊急経済変動対策資金の資格要件確認書の提出が必要です。また、「資格要件確認書」に記入いただいた数値を確認できる資料（試算表、売上台帳等）も添付してください。

緊急経済変動対策資金資格要件確認書 はこちらからダウンロードしてください。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-shinsei.html>

Q 2 先月の売上高が未集計です。先々月からの3か月間を前年同期と比較してもよいのか。

A : 未集計の場合に限り、最大で3か月程度を目安として遡ることを可能とします。
 ただし、「令和7年米国の関税措置による経済変動」については、関税措置が発動された令和7年4月以後の月でなければなりません。

例えば、令和7年9月申込みの場合、最近3か月間は6～8月となりますが、7～8月が未集計の場合、4～6月分の売上高を採用することが可能です。

Q 3 創業して間もないため、前年の売上高等との比較ができない場合、融資対象となりますか。

A : 前年同期との比較ができないため、融資の対象外となります。

Q 4 以前に借り入れた県制度融資の資金を本資金で借換えることはできますか。

A : 借換資金としての取扱いはできません。新規の運転資金及び設備資金となります。

Q 5 一般枠と地域経済対策枠は、併用できますか。

A : 一般枠は、経済変動の要因を問わず、燃料費高騰、原材料高騰に起因して業況悪化している中小企業者を対象としていますが、地域経済対策枠は、知事が指定した経済変動事象により影響が生じている中小企業者等が利用できる資金となります。また、併用可能とし、それぞれ融資限度額が1企業等8,000万円となりますが、融資が確実に実行されることをお約束するものではありませんので、取扱金融機関へ御相談ください。

Q 6 設備資金として利用することはできますか。

A : 一般枠の場合は、燃料費の削減につながる既存設備の入れ替えを想定しており、例えば、高効率エアコンや高効率の照明器具などへの買い替えに限られます。

地域経済対策枠の場合は、売上維持・回復につながる既存設備の入れ替えを想定しており、例えば、老朽化した設備等の更新や生産性向上が図られる設備等への買い替えに限られます。

いずれの場合も、事業拡大を目的とする設備の新設や増設等に利用することはできません。

～地域経済対策枠～

Q 7 最近3か月間の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少していないが、前々年同期であれば5%減少している。前々年同期との比較でもよいのか。

A : 融資の対象（イ）は、前年同期との比較に限りますので、前々年同期との比較は認められません。融資の対象（ロ）～（二）のいずれかの要件に当てはまるかどうか御確認ください（いずれの要件にも当てはまらない場合は、融資対象外となります）。

なお、売上高等とは、売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）をいいます。

Q 8 最近3か月間の月平均売上高総利益率等はどのように算出するのか。

A : 融資の対象（ハ）の最近3か月間の売上高総利益率は、最近3か月の各月の売上高及び売上総利益の合計を用いて算出します。

$\text{最近3か月間の売上高総利益率} = \text{最近3か月間の売上総利益} \div \text{最近3か月の売上高} \times 100$

また、融資の対象（二）の売上高営業利益率の場合は、以下のとおりです。

$\text{最近3か月間の売上高営業利益率} = \text{最近3か月間の営業利益} \div \text{最近3か月の売上高} \times 100$

よって、最近3か月の各月の売上高総利益率（または売上高営業利益率）の平均値ではありません。

Q 9 指定された事象により影響を受けていることをどのように示せばよいのか。

A : 資格要件確認書に、指定された事象により、いつごろから、どのような影響が生じているか等を記入してください。

例：当社は、〇〇製造（販売）を行っているが、〇〇の影響により、直接的に取引減少（取引先が〇〇の影響を受けることで間接的に当社の受注減少）が生じており、売上高が前年度比〇〇%減少している 等